

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイケンショウカイ ケンショウカイ					
法人名	社会福祉法人 健祥会					
法人所在地	〒 779-3105					
	徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1					
フリガナ	マスタ ワヘイ					
書類作成担当者	梶田 和平					
連絡先	電話番号	088-642-8111	FAX番号	088-642-8661	E-mail	w.masuda@kenshokai.group

2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額				3,410,232	円	要件 I ○	
②賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)				3,482,849	円		
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)				123,111,649	円		
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】				119,628,800	円		
③ベースアップ等による賃金改善の見込額							
i) 福祉・介護職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)			3,022,219	円	要件 II ○	
				2,178,483	円		
		(一月あたり)	363,081	円			
ii) その他の職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)			460,630	円	○	
				393,680	円		
		(一月あたり)	65,613	円			
④ 交付金による賃金改善実施期間				令和4年	2	月 ~ 9	月

【記入上の注意】

・ ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	☒ 基本給	☐ 決まって毎月支払われる手当(新設)	☒ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	その他	☐ 手当(新設)	☐ 手当(既存の増額)	☒ 賞与	☒ その他 (基本給増分に伴う超過勤務手当等)
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	☐ 就業規則の見直し ☐ 賃金規程の見直し ☐ その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。				
【給与規程】の変更					
月給者: 全職員: ベースアップのために「俸給表」改訂(R4年4月より一律 2,000円増)					
支援員: 09年手当(介護職員対象の処遇改善手当)に特例交付金分(小項目内訳として) 5,000円 追加					
時給者: 全時給者: ベースアップとしての昇給(全員「時給単価10円/時」アップ)					
支援員: 09年手当(介護職員対象の処遇改善手当)に特例交付金分(小項目内訳として) 時間単価 20円/時 追加					

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☒ 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
☒ 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届出しています。	—
☒ 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 12 日 法人名 社会福祉法人健祥会
代表者 職名 理事長 氏名 中村 太一

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)

法人名

〇〇ケアサービス

2① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円]	3,410,232
-----------------------------------	-----------

障害福祉サービス等 事業所番号											指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分 (Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は交付金を取得できません) (Ⅴ)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額 [円](f) (処遇改善加算及び特定加算の額を含まず) (Ⅵ)	交付率 (%) (Ⅶ)	交付対象月(h)	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 別紙様式2-1 2賃金改善計画について				
												都道府県	市区町村							①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額 (f×g×h) [円]	③ i)福祉・介護職員の賃金改善額 [円]	ベースアップ等による賃金改善額 [円]	③ ii)その他職種の賃金改善額 [円]	ベースアップ等による賃金改善額 [円]
1	3	6	1	0	1	0	0	3	0	1	徳島県	徳島県	徳島市	障害者支援施設 健祥苑	施設入所支援	加算Ⅰ	6,377,038	2.6%	令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月 (8 ケ月)	1,326,416	2,493,628	1,671,260	406,758	346,930
2	3	6	1	0	1	0	0	3	0	1	徳島県	徳島県	徳島市	障害者支援施設 健祥苑	障害者支援施設:生活介護	加算Ⅰ	14,555,402	1.1%	令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月 (8 ケ月)	1,280,872				
3	3	6	1	0	1	0	0	3	0	1	徳島県	徳島県	徳島市	障害者支援施設 健祥苑(短期)	短期入所	加算Ⅰ	577,157	2.6%	令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月 (8 ケ月)	120,048				
4	3	6	1	0	1	0	9	6	8	2	徳島県	徳島県	徳島市	障害者生活介護事業所 健祥苑	生活介護	加算Ⅰ	3,380,289	1.1%	令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月 (8 ケ月)	297,464	234,099	223,415	31,931	28,370
5	3	6	1	0	1	0	9	0	1	3	徳島県	徳島県	徳島市	健祥苑授産センター金太郎	就労継続支援B型	加算Ⅰ	3,706,080	1.3%	令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月 (8 ケ月)	385,432	294,492	283,808	21,941	18,380
6																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
7																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
8																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
9													障害(合計)			28,595,966		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	3,410,232	3,022,219	2,178,483	460,630	393,680	
10																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)				3,482,849		
11																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
12																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
13																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
14																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
15																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
16																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
17																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
18																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						
19																		令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)						